

横浜市環境廃指令第1071号
平成15年 8月 1日

許可番号 第56-20-000198号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 横浜市金沢区鳥浜町12-14

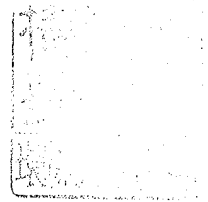
氏 名 有限会社 飯盛商店
代表取締役 飯島 盛久 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第4項の許可を受けた者であることを証する。

横 浜 市 長 中 田 宏

許 可 の 年 月 日 平成10年 8月 1日

許 可 の 有 効 期 限 平成20年 7月31日



1 事業の範囲

事業の区分

(1) 中間処理（破碎、切断）

産業廃棄物の種類

(1) 中間処理（破碎）

廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを含む）、以上2種類
（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

(2) 中間処理（切断）

金属くず、以上1種類（上記物は、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 破碎施設 1基 廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず（1.6 t/日）（廃石膏ボード
1.68 t/日）

設置場所 横浜市金沢区鳥浜町12-75

設置年月日 平成10年 7月 3日

(2) 切断施設 1基 金属くず（4 t/日）

3 許可の条件

許可の条件

(1) 中間処理（切断、破碎）に伴う産業廃棄物の保管量は、114.72 m³以内とする。

4 許可の更新又は変更の状況

平成13年 9月 1日 がれき類の中間処理（破碎）の追加

平成15年 8月 1日 がれき類の中間処理（破碎）の廃止

ガラスくず及び陶磁器くずをガラスくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを含む）に変更

更新

5 規則第10条の4第3項の規定による許可証の提出の有無 無

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、
神奈川県知事に審査請求をすることができます。